

高福長第5364号
令和7年1月21日

サービス付き高齢者向け住宅設置者 各位

高松市長 大西 秀人
(公 印 省 略)

高松市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針の一部改正について（通知）

平素は、本市高齢者福祉施策の推進に格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、令和6年5月23日、令和6年11月8日及び令和6年12月6日付けで厚生労働省通知「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（老発第0718003号）が一部改正されたことから、これに基づき「高松市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」を一部改正し、令和7年1月1日から適用することとしました。

つきましては、改正後の「高松市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」を送付いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

1 新たに義務付けとなった項目

(1) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関(※1)である場合の協議【指針6(9)ウ】

協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議(※2)を行うこと。

※1 第二種協定指定医療機関

新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症法の改正により創設された制度。あらかじめ県と医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）が協定を締結し、新興感染症発生時に要請する医療措置の内容を明らかにしておくとともに、平時から感染対策に係る準備をすることで、医療提供体制（入院、外来、在宅医療等）を、迅速に構築できるようにするもの。

県内の協定締結医療機関は香川県HPで公表されている（下記ページの下端部分「県内の協定締結医療機関」に掲載されている「医療措置協定の締結状況（病院・診療所）(PDF)」のとおり）。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/topics/iryousotikyoutei_kyoubi.html

※2 新興感染症の発生時等の対応についての協議

流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、施設の入居者が新興感染症に感染した場合の、相談、診療、入院の可否の判断、

入院調整等の対応についての協議が想定される。

(2) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合の留意点【指針10(5)エ(ア)】

入居募集に当たり、登録住宅が、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者(以下「情報提供等事業者」という。)と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

※上記(1)(2)以外に、新たに努力義務となった項目等があります。詳細は新旧対照表を御確認ください。

2 重要事項説明書の変更について

今回の改正により重要事項説明書の様式が変更となっています(記載項目の追加等)。つきましては、令和7年4月1日までに、新しい様式に切り替えて使用していただきますようお願いいたします。

添付資料

- ・高松市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針
- ・重要事項説明書(別紙様式)
- ・新旧対照表

《お問い合わせ先》

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市健康福祉局 長寿福祉部 福祉事務所
長寿福祉課 施設福祉係
電話:087-839-2346 FAX:087-839-2352
mailto:chouju@city.takamatsu.lg.jp